

墨田区若年がん患者在宅療養支援事業

墨田区では、がんに罹患した40歳未満の方が、住み慣れた環境で安心して療養生活を送ることができるように、在宅介護サービス、福祉用具貸与等の在宅療養にかかる費用の一部を助成します。また、区と協定を結んだ事業者のケアマネジャーが、ケアプランの作成等を行います。

● 対象の方

墨田区に住民票がある方

40歳未満の方

様式のダウンロードなど、
区のホームページへのアクセス
はこちらから



がん患者（介護保険制度において、特定疾病としてのがんを原因として要介護又は要支援認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した場合に限ります。主治医の先生に御相談ください。）

他の制度において同等の助成又は給付を受けることができない方
（小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付を受けている場合は、福祉用具の貸与・購入は対象になりません。）

● 支援の内容

医師の意見書作成費用

補助割合

10割

助成上限額

5,000円
（1回のみ）

居宅介護支援（ケアプラン作成）

自己負担はありません

介護サービスの利用・福祉用具の貸与

訪問介護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与等

9割

54,000円
（月額）

福祉用具の購入

9割

90,000円
（1回のみ）

生活保護受給者の方は助成割合が10割になります（助成上限額は変わりません）

【申請窓口・お問い合わせ】

墨田区保健衛生部 健康推進課地域保健担当 03 - 5608 - 8514

〒130 - 8628 墨田区横川五丁目7番4号すみだ保健子育て総合センター2階

（墨田区役所庁舎とは別の建物です。）

● 事業利用の流れ

まずは申請窓口まで
お問合せください



利用申請

以下2点を、申請窓口まで、郵送又は持参により御提出ください。

- ・「墨田区若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書」
- ・医師が記載した「意見書（墨田区若年がん患者在宅療養支援事業）」

意見書の作成費用は補助の対象となりますので、領収書を保管してください。

決定

墨田区において、事業の利用を決定し、決定通知をお送りします。

サービス等の利用

- ・墨田区と本事業の実施に関する協定を結んだ居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネジャーから利用するサービス等を相談やケアプラン作成等の支援を受け、利用するサービスを調整します。
- ・ケアプランに沿って、介護サービス等を利用します。利用料の1割分及び助成上限額を超過した費用については、自己負担となります。
- ・居宅介護支援を受けずに助成を受けることも可能です。



助成金の請求（原則サービス利用後毎月）

- ・「墨田区若年がん患者在宅療養支援事業助成金請求書」、サービスの利用明細や領収書を区に提出し、助成金の申請を行います。
- ・医師の意見書作成費用については、区から利用者に助成上限額の範囲で助成します。
- ・介護サービスの利用、福祉用具の貸与、福祉用具の購入については、サービス等の事業者は補助金の受け取りを委任することで、利用料の9割分は、助成上限額を超えない範囲で区から事業者へ直接支払いを行います。